○○地区コミュニティ（仮称）設立準備会規約（例）

（名称）

第１条　本会は、○○地区コミュニティ（仮称）設立準備会という。

（目的）

第２条　本会は、○○地区を豊かで住みやすい地域にするため、○○地区コミュニティ（仮称）を設立することを目的とする。

（活動）

第３条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

⑴　地域コミュニティ（仮称）の組織構成、規約、事業内容等を検討すること。

⑵　地域コミュニティ（仮称）設立までのスケジュールを検討すること。

⑶　地域コミュニティ（仮称）の設立について地域住民に周知すること。

⑷　その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第４条　本会の会員は、別記の各団体から推薦された者、その他会長が必要と認める者とする。

（事務所）

第５条　本会の事務所は、○○地区公民館に置く。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

⑴　会長 １名

⑵　副会長 若干名

⑶　会計 １名

⑷　監事 ２名

（役員の任務）

第７条　役員の任務は、次のとおりとする。

⑴　会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。

⑵　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

⑶　会計は、本会の運営に伴う経理事務を担当する。

⑷　監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

（任期）

第８条　役員の任期は、○○地区コミュニティ（仮称）が設立されるまでとする。

（会議の招集）

第９条　会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、会員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）

第１０条　会議は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

２　会議に出席できない会員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

（経費）

第１１条　本会の経費は、会費、補助金、寄附金その他収入をもって充てる。

（会計年度）

第１２条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

（会計帳簿の整備）

第１３条　本会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

２ 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

（監査と報告）

第１４条　監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、会員に報告する。

（雑則）

第１５条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和○○年○○月○○日から施行する。